

静岡地方労働審議会
第 2 回静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会
議事要旨

開催日時	令和 5 年 2 月 21 日（金） 14 時 55 分から 17 時 32 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎静岡労働局地下会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
	家内労働者を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
	委託者を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
議題	1 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について 2 その他		
議事要旨	本会議は、 <u>公開</u> ・非公開		
<p>1 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について</p> <p>第 1 回専門部会の審議結果について、部会長より確認した後、公益委員が家内労働者側、委託者側委員へ個別に意見聴取を行った。</p> <p>公益委員による意見調整の結果、以下により全会一致し、</p> <p>カプラー差し 15 センチメートル以下、現行 23 銭から 7 銭引き上げて 30 銭 15 センチメートルを超え 50 センチメートル以下、現行 39 銭から 7 銭引き上げて 46 銭 50 センチメートルを超え 2 メートル以下、現行 45 銭から 8 銭引き上げて 53 銭 2 メートルを超えるもの、現行 55 銭から 10 銭引き上げて 65 銭 チューブ通し 15 センチメートル以下、現行 23 銭から 4 銭引き上げて 27 銭 15 センチメートルを超え 50 センチメートル以下、現行 48 銭から 9 銭引き上げて 57 銭 50 センチメートルを超え 1 メートル以下、現行 61 銭から 11 銭引き上げて 72 銭 キャップ通し 現行 41 銭から 8 銭引き上げて 49 銭 発効日は法定どおりとする</p> <p>ことを部会決定し、結審した。</p> <p>本部会は静岡地方労働審議会運営規程第 10 条第 1 項を適用することとしていることから、審議会長名で静岡労働局長に静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について答申が行われた。</p> <p>事務局より、本日答申の要旨を公示し、異議申出の受付を開始する。異議申出の締切は 3 月 8 日となる旨説明があった。</p> <p>2 その他</p> <p>部会長から本日の議決について、3 月 13 日に開催予定の地方労働審議会で報告する旨説明があった。</p>			